

高齢者保健福祉事業

4月から介護保険制度が新しくなりました

高齢者支援課介護保険係
(☎内線2322) ... 保谷庁舎

これまで介護保険制度について、シリーズでお知らせしてきました。

本紙では、一体のものとして策定された「高齢者保健福祉計画」および「介護保険事業計画・第3期」をもとに具体化された内容を中心にお知らせします。

この計画は平成18年度を初年度とし、3年毎に見直します。

基本理念

いつまでもいきいきと
安心して暮らせるまち 西東京市
～みんなでつくる豊かな高齢社会～

基本的視点

健康づくり・介護予防を重視する
高齢者の持てる力を生かした自立生活を支援する
高齢者の権利を尊重する
市民参加により安心できる地域社会を実現する

基本目標

- 1 活動的な暮らしの支援
- 2 健康づくり・介護予防
- 3 総合的地域ケアシステムの整備
- 4 介護保険サービスの質と量の確保・充実
- 5 介護保険制度の円滑な運用
- 6 多様な暮らしの基盤整備
- 7 福祉のまちづくり

介護保険の財源

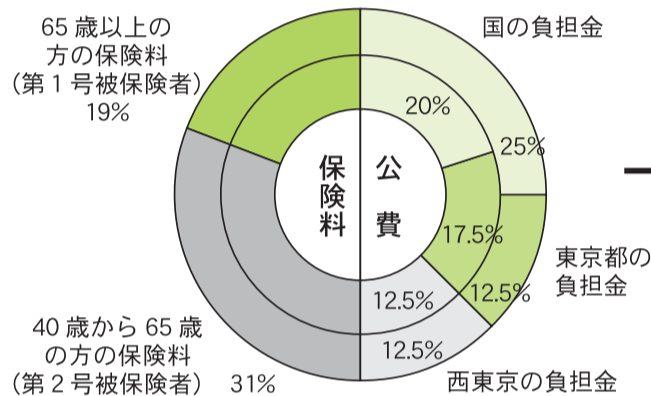
今後3年間の中で必要となる介護保険サービス給付費全体を推計いたしました。

介護保険給付費のなかで、利用者負担額を除いた額の50%は公費で、残り50%については、40歳以上の人の保険料です。

右グラフの19%の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料についても第3期事業計画の中で介護保険運営協議会の答申をもとに決定いたしました。

介護保険料の財源

内側の円は施設等給付費
外側の円は居宅給付費



65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

西東京市では、平成18年度から20年度までの介護保険料の基準額(月額)を3,958円として年額を定め、この基準額をもとに本人や世帯の所得に応じて8段階の保険料が決まりました。

保険料基準額は3,958円(引き上げ額677円、引き上げ率20.6%)となります。

保険料の年額に100円未満の端数があるときは、切り捨てます。

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

平成17年度税制改正による影響に対する激変緩和措置について、介護保険料についても平成18年度と19年度の2年間緩和措置をとることとなりました。

所得段階別保険料

段階	対象者	保険料月額の算出法	平成18年度から20年度(年額)
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者であって世帯全体が住民税非課税の方	1,782円 (基準額×0.45)	21,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税年金額+合計所得金額が80万円以下の方	1,782円 (基準額×0.45)	21,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税年金額+合計所得金額が80万円より高い方	2,771円 (基準額×0.70)	33,200円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	3,958円 (基準額)	47,400円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	4,948円 (基準額×1.25)	59,300円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	5,937円 (基準額×1.5)	71,200円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方	6,531円 (基準額×1.65)	78,300円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	6,927円 (基準額×1.75)	83,100円

緩和措置対象者の介護保険料平成18年度移行段階表

緩和措置の移行段階	平成18年度保険料月額の算出法	平成18年度(年額)
平成17年度第1段階から平成18年度第4段階に移行した方	2,613円 (基準額×0.66)	31,300円
平成17年度第2段階から平成18年度第4段階に移行した方	2,613円 (基準額×0.66)	31,300円
平成17年度第3段階から平成18年度第4段階に移行した方	3,286円 (基準額×0.83)	39,400円
平成17年度第1段階から平成18年度第5段階に移行した方	2,969円 (基準額×0.75)	35,600円
平成17年度第2段階から平成18年度第5段階に移行した方	2,969円 (基準額×0.75)	35,600円
平成17年度第3段階から平成18年度第5段階に移行した方	3,602円 (基準額×0.91)	43,200円
平成17年度第4段階から平成18年度第5段階に移行した方	4,275円 (基準額×1.08)	51,300円

お問い合わせの市役所の代表電話は、☎0424-64-1311です。電話番号にお掛けのうえ、担当課の内線番号をお伝えください。